

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（告示）の一部を改正する告示について（概要）

平成20年12月

1. 改正の背景

特定家庭用機器廃棄物の再生又は処分の方法について、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）の改正に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条第2号へ及び令第6条第1項第2号ハの規定に基づく特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成11年厚生省告示第148号。以下「告示」という。）の所要の改正を行う。

2. 改正の概要（案）

令第3条第2号への規定による特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分の方法及び令第6条第1項第2号ハにおいてその例によることとされる令第3条第2号ホの規定による特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法として以下を追加する。

○特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物に含まれる再生資源として利用することが容易なプラスチックについて、当該プラスチックを使用する部品を分離し回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量を改修する方法（告示第1号関係）

○廃テレビジョン受信機のうち、液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）にあつては、パネルガラスに含まれる砒素及びその化合物並びに蛍光管に含まれる水銀及びその化合物が飛散し、及び流出しないよう回収する方法

○廃電気冷凍庫、廃電気洗濯機又は廃衣類乾燥機に含まれるフロンのうち冷媒として使用されていた物を発散しないよう回収する方法（告示第4号関係）

3. 適用期日

平成21年4月1日